

法第34条第14号及び令第36条第1項第3号ホの規定の運用について

開 発 審 査 会 提 案 基 準

改正前			
番号	項 目	千葉県通知(現行)	備考(包括案件・個別案件の取扱い)
1	分家住宅	S46.3.1 第135号	包括 (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
2	収用対象事業の施行による移転又は除却	〃	包括・個別(市街化から市街化調整区域) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
3	社寺仏閣及び納骨堂	S47.5.2 第277号	個別 (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
4	既存集落内の自己用住宅	S57.9.20 第262号	包括 (一部改正 H27.1.22 第613号)
5	準公益的施設	S47.5.2 第277号	包括 (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
6	既存適法建築物の増改築等	S57.9.20 第262号	包括・個別(自己用住宅以外の2倍を超えるもの) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
7	災害危険区域等に存する建築物の移転	〃	包括・個別(市街化から市街化調整区域) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
8	屋外施設等の付帯施設を建築する目的で行う建築行為等	S47.5.2 第277号	包括 (一部改正 H6.3.31 第549号) (一部改正 H27.1.22 第613号)
9	既存の権利者の届出を怠った者が行う開発行為等	〃	包括 (一部改正 H27.1.22 第613号)
10	宅地開発を目的として造成された区画内の土地における建築行為等	S50.6.20	包括 (一部改正 H27.1.22 第613号)
11	宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認を受けて造成が行われた土地に建築するもの	S57.9.20 第262号	包括 (一部改正 H23.3.23 第800号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
12	災害防止上又は土地利用上住環境の整備をすることが必要と認められる土地における開発行為【廃止】	〃	包括(廃止 H27.1.22 第613号)
13	大規模既存集落(指定既存集落)内の小規模開発等 1 自己用住宅 2 分家 3 小規模な工場等	S62.3.31 第375号	包括(1・2)・個別(3) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 H28.9.21 第364号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
14	大規模な流通業務施設及び特定流通業務施設	〃	個別 (一部改正 H20.7.11 第271号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
15	有料老人ホームのうち、設置及び運営が県の定める基準等に適合する優良なもの	S61.12.16 第262号	個別 (一部改正 H10.9.16 第396号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
16	工場、研究所及び有料老人ホームに従事する者の社宅及び寮	S62.3.31 第375号	個別・包括(同一敷地内) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)

改正後			
番号	項 目	千葉県通知(現行)	備考(包括案件・個別案件の取扱い)
1	分家住宅	S46.3.1 第135号	包括 (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
2	収用対象事業の施行による移転又は除却	〃	包括・個別(市街化から市街化調整区域) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
3	社寺仏閣及び納骨堂	S47.5.2 第277号	個別 (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
4	既存集落内の自己用住宅	S57.9.20 第262号	包括 (一部改正 H27.1.22 第613号)
5	準公益的施設	S47.5.2 第277号	包括 (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
6	既存適法建築物の増改築等	S57.9.20 第262号	包括・個別(自己用住宅以外の2倍を超えるもの) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
7	災害危険区域等に存する建築物の移転	〃	包括・個別(市街化から市街化調整区域) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
8	屋外施設等の付帯施設を建築する目的で行う建築行為等	S47.5.2 第277号	包括 (一部改正 H6.3.31 第549号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
9	既存の権利者の届出を怠った者が行う開発行為等	〃	包括 (一部改正 H27.1.22 第613号)
10	宅地開発を目的として造成された区画内の土地における建築行為等	S50.6.20	包括 (一部改正 H27.1.22 第613号)
11	宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認を受けて造成が行われた土地に建築するもの	S57.9.20 第262号	包括 (一部改正 H23.3.23 第800号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
12	災害防止上又は土地利用上住環境の整備をすることが必要と認められる土地における開発行為【廃止】	〃	包括(廃止 H27.1.22 第613号)
13	大規模既存集落(指定既存集落)内の小規模開発等 1 自己用住宅 2 分家 3 小規模な工場等	S62.3.31 第375号	包括(1・2)・個別(3) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 H28.9.21 第364号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
14	大規模な流通業務施設及び特定流通業務施設	〃	個別 (一部改正 H20.7.11 第271号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
15	有料老人ホームのうち、設置及び運営が県の定める基準等に適合する優良なもの	S61.12.16 第262号	個別 (一部改正 H10.9.16 第396号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
16	工場、研究所、有料老人ホーム及び社会福祉施設に従事する者の社宅及び寮	S62.3.31 第375号	個別・包括(同一敷地内) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)

改正前			
番号	項目	千葉県通知(現行)	備考(包括案件・個別案件の取扱い)
17	学校教育法に基づく大学(短期大学含む。)における学生寮	〃	個別・包括(同一敷地内) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
18	病院の看護師寮	S62.3.31 第375号	個別・包括(同一敷地内) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
19	幹線道路の沿道における大型自動車の修理工場	〃	個別(一部改正 H27.1.22 第613号)
20	介護老人保健施設	S63.9.20 第193号	個別(一部改正 H13.7.31 第276号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
21	既存適法第一種特定工作物の増改築	H2.6.14 第111号	個別(一部改正 H27.1.22 第613号)
22	地域振興を図るための工場等(成田市、酒々井町)	H3.3.20 第381号	個別(一部改正 H27.1.22 第613号)
23	線引前から宅地になっている土地における建築行為	H2.6.14 第111号	包括(一部改正 H27.1.22 第613号)
24	ヘリポート関連施設【廃止】	H3.3.20 第381号	個別(廃止 H27.1.22 第613号)
25	コンクリート廃材リサイクルプラントを建設する目的で行う開発行為等	H4.3.30 第531号	個別(一部改正 H26.5.21 第96号) (一部改正 H27.1.22 第613号)
26	改良土プラントを建設する目的で行う開発行為等	H7.3.24 第505号	個別(一部改正 H26.5.21 第96号) (一部改正 H27.1.22 第613号)
27	土地区画整理事業等の施行による既存用途不適格建築物等の移転	H5.5.13 第79号	個別(一部改正 H26.5.21 第96号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
28	住居系地域における既存用途不適格建築物等の移転	〃	個別(一部改正 H8.3.22 第394号) (一部改正 H26.5.21 第96号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
29	市町村営住宅を建設する目的で行う開発行為等	H5.7.16 第214号	個別(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
30	空港周辺地域の屋外駐車場付帯事業所の建築行為等	H6.3.31 第550号	包括(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 H30.3.30 第780号)
31	納骨堂を建築する目的で行う開発行為等	H7.3.24 第505号	個別(一部改正 H27.1.22 第613号)
32	許認可・確認等を受け造成された区域における宅地の再分割の開発行為等	〃	包括(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
33	木材の卸売りのために開設される市場の開発行為等	H8.10.31 第276号	個別(一部改正 H26.5.21 第96号) (一部改正 H27.1.22 第613号)
34	病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした薬局	H12.4.28 第82号	包括(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
35	農産物の直売所のための開発行為等【廃止】	H15.3.28 第643号	個別(一部改正 H27.1.22 第613号) (廃止 R2.3.30 第782号)

改正後			
番号	項目	千葉県通知(現行)	備考(包括案件・個別案件の取扱い)
17	学校教育法に基づく大学(短期大学含む。)における学生寮	〃	個別・包括(同一敷地内) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
18	病院の看護師寮	S62.3.31 第375号	個別・包括(同一敷地内) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
19	幹線道路の沿道における大型自動車の修理工場	〃	個別(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
20	介護老人保健施設	S63.9.20 第193号	個別(一部改正 H13.7.31 第276号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
21	既存適法第一種特定工作物の増改築	H2.6.14 第111号	個別(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
22	地域振興を図るための工場等(成田市、酒々井町)	H3.3.20 第381号	個別(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
23	線引前から宅地になっている土地における建築行為	H2.6.14 第111号	包括(一部改正 H27.1.22 第613号)
24	ヘリポート関連施設【廃止】	H3.3.20 第381号	個別(廃止 H27.1.22 第613号)
25	コンクリート廃材リサイクルプラントを建設する目的で行う開発行為等	H4.3.30 第531号	個別(一部改正 H26.5.21 第96号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
26	改良土プラントを建設する目的で行う開発行為等	H7.3.24 第505号	個別(一部改正 H26.5.21 第96号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
27	土地区画整理事業等の施行による既存用途不適格建築物等の移転	H5.5.13 第79号	個別(一部改正 H26.5.21 第96号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
28	住居系地域における既存用途不適格建築物等の移転	〃	個別(一部改正 H8.3.22 第394号) (一部改正 H26.5.21 第96号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
29	市町村営住宅を建設する目的で行う開発行為等	H5.7.16 第214号	個別(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
30	空港周辺地域の屋外駐車場付帯事業所の建築行為等	H6.3.31 第550号	包括(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 H30.3.30 第780号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
31	納骨堂を建築する目的で行う開発行為等	H7.3.24 第505号	個別(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
32	許認可・確認等を受け造成された区域における宅地の再分割の開発行為等	〃	包括(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
33	木材の卸売りのために開設される市場の開発行為等	H8.10.31 第276号	個別(一部改正 H26.5.21 第96号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
34	病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした薬局	H12.4.28 第82号	包括(一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
35	農産物の直売所のための開発行為等【廃止】	H15.3.28 第643号	個別(一部改正 H27.1.22 第613号) (廃止 R2.3.30 第782号)

改正前			
番号	項目	千葉県通知(現行)	備考(包括案件・個別案件の取扱い)
36	使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第13項の「解体業」又は第14項の「破砕業」に係る既存の解体作業場等	H16.7.29 第285号	個別
37	社会福祉施設等	H19.11.13 第5133号	個別 (一部改正 H25.8.19 第282号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
38	医療施設	"	個別 (一部改正 H23.3.23 第800号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
39	学校	H19.11.13 第5133号	個別 (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
40	国、県等が行った開発許可適用除外造成地における建築行為	H21.3.30 第1041号	包括・個別 (基準内容(1)において当該開発行為の土地利用の目的が明確でない場合) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部修正 H28.1.5 第618号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
41	地域包括支援センター	H20.11.6 第578号	個別 (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号)
42	地域再生のための用途変更等	R2.3.30 第782号	個別
43	地域経済牽引事業	"	個別
44	農林水産業の持続的な発展を図るための開発行為等	"	個別
<p>(基準改正に伴う経過措置)</p> <p>1 改正千葉県開発審査会提案基準番号44 (一部改正 令和2年3月30日付け第782号) の施行に伴い、旧千葉県開発審査会提案基準番号35 (一部改正 平成27年1月22日付け第613号) に該当するものとして、令和3年3月31日までに許可申請されたものに係わる開発審査会の基準は、改正基準に係わず旧基準による。</p> <p>2 「許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。(①建築基準法第39条第1項の災害危険区域 ②地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 ④急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域)」の取り扱いについては、令和3年3月31日までに許可申請されたものに限り適用されない。 (千葉県開発審査会提案基準番号2, 3, 5, 7, 11, 13, 14, 16, 17, 18, 27, 28, 29, 32, 34, 39, 40, 41)</p>			

改正後			
番号	項目	千葉県通知(現行)	備考(包括案件・個別案件の取扱い)
36	使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第13項の「解体業」又は第14項の「破砕業」に係る既存の解体作業場等	H16.7.29 第285号	個別 (一部改正 R6.3.25 第1341号)
37	社会福祉施設等	H19.11.13 第5133号	個別 (一部改正 H25.8.19 第282号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
38	医療施設	"	個別 (一部改正 H23.3.23 第800号) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
39	学校	H19.11.13 第5133号	個別 (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
40	国、県等が行った開発許可適用除外造成地における建築行為	H21.3.30 第1041号	包括・個別 (基準内容(1)において当該開発行為の土地利用の目的が明確でない場合) (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部修正 H28.1.5 第618号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
41	地域包括支援センター	H20.11.6 第578号	個別 (一部改正 H27.1.22 第613号) (一部改正 R2.3.30 第782号) (一部改正 R6.3.25 第1341号)
42	地域再生のための用途変更等	R2.3.30 第782号	個別 (一部改正 R6.3.25 第1341号)
43	地域経済牽引事業	"	個別 (一部改正 R6.3.25 第1341号)
44	農林水産業の持続的な発展を図るための開発行為等	"	個別 (一部改正 R6.3.25 第1341号)

開発審査会提案基準新旧対照表

1 分家住宅

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>市街化調整区域において自己の土地を所有しつつ継続して生活の本拠を有する農家世帯に代表される世帯がその世帯の通常の分化発展の過程で必要とする分家住宅を建築する目的で行う開発行為等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) 申請者は、次のいずれかに掲げる者で分家する合理的理由があること。</p> <p>① 現に農業を営む世帯又は農家から分家住宅として開発許可を受けた世帯（これらに関する子孫の世帯を含む。）から分家する者で、かつ、従前同一世帯構成員として2年以上の同居の事実のある者</p> <p>② <u>市街化調整区域に関する都市計画の決定</u>（以下「線引」という。）前から引き続きその生活の本拠を有している世帯又は当該世帯から分家住宅として開発許可を受けた世帯（これらに関する子孫の世帯を含む。）から分家する者で、かつ、従前同一世帯構成員として2年以上の同居の事実のある者</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>	<p>市街化調整区域において自己の土地を所有しつつ継続して生活の本拠を有する農家世帯に代表される世帯がその世帯の通常の分化発展の過程で必要とする分家住宅を建築する目的で行う開発行為等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) 申請者は、次のいずれかに掲げる者で分家する合理的理由があること。</p> <p>① 現に農業を営む世帯又は農家から分家住宅として開発許可を受けた世帯（これらに関する子孫の世帯を含む。）から分家する者で、かつ、従前同一世帯構成員として2年以上の同居の事実のある者</p> <p>② <u>市街化調整区域とする都市計画の決定及び変更</u>（以下「線引」という。）前から引き続きその生活の本拠を有している世帯又は当該世帯から分家住宅として開発許可を受けた世帯（これらに関する子孫の世帯を含む。）から分家する者で、かつ、従前同一世帯構成員として2年以上の同居の事実のある者</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>

## 2 収用対象事業の施行による移転又は除却

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 3 条に規定する事業（以下「収用対象事業」という。）の施行により建築物（以下「収用対象建築物」という。）が移転又は除却しなければならない場合において、これに代わるべきもので、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>予定建築物の用途が、自己の業務の用に供する施設にあつては、許可申請地に原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p>	(1)～(2) (略)	<p>土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 3 条に規定する事業（以下「収用対象事業」という。）の施行により建築物（以下「収用対象建築物」という。）が移転又は除却しなければならない場合において、これに代わるべきもので、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為等にあつては、許可申請地に水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p>	(1)～(2) (略)

### 3 社寺仏閣及び納骨堂

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>原則として当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設を対象とし、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(5) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 に規定する保安林を含まないこと。</p> <p>(6) 予定建築物の名称は、「〇〇 (宗教施設)」とすること。</p>		<p>原則として当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設を対象とし、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為等にあつては、許可申請地に水防法 (昭和 29 年法律第 163 号) 第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(5) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 に規定する保安林を含まないこと。</p> <p>(6) 予定建築物の名称は、「〇〇 (宗教施設)」とすること。</p>	

## 5 準公益的施設

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>地区集会所その他都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する施設に準ずる施設である建築物で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>		<p>地区集会所その他都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する施設に準ずる施設である建築物で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>	

## 6 既存適法建築物の増改築等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>1 用途変更を伴わない既存適法建築物の増改築等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 予定建築物の名称は、既存建築物の立地要件に基づき適切に設定すること。</p> <p>2 既存適法建築物の使用者属性の変更に伴う用途変更等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) 対象建築物</p> <p>対象建築物は次に掲げるもので、建築後 10 年以上が経過しているものとする。ただし、建築後 10 年未満であっても、申請者の死亡、破産など真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。</p> <p>① 都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する農林漁業者の居住用住宅、若しくは改正前の都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号に基づき運用した診療所併用住宅</p>	<p>既存建築物の敷地内で行う建築行為であって、増改築後の延べ面積が既存建築物の延べ面積の 1.5 倍以下であるものについては、用途の変更がない場合であれば、許可を要しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 審査に当たっては、次の資料を参考とする。</p> <p>① 都市計画法第 29 条第 1 項に基づく許可証及び同法第 36 条第 2 項に規定する検査済証、同法第 43 条第 1 項に基づく許</p>	<p>1 用途変更を伴わない既存適法建築物の増改築等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為等</u>にあつては、<u>許可申請地に水防法(昭和 29 年法律第 163 号)第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(5) 予定建築物の名称は、既存建築物の立地要件に基づき適切に設定すること。</p> <p>2 既存適法建築物の使用者属性の変更に伴う用途変更等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) 対象建築物</p> <p>対象建築物は次に掲げるもので、建築後 10 年以上が経過しているものとする。ただし、建築後 10 年未満であっても、申請者の死亡、破産など真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。</p> <p>① 都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する農林漁業者の居住用住宅、若しくは改正前の都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号に基づき運用した診療所併用住宅</p>	<p>既存建築物の敷地内で行う建築行為であつて、増改築後の延べ面積が既存建築物の延べ面積の 1.5 倍以下であるものについては、用途の変更がない場合であれば、許可を要しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 審査に当たっては、次の資料を参考とする。</p> <p>① 都市計画法第 29 条第 1 項に基づく許可証及び同法第 36 条第 2 項に規定する検査済証、同法第 43 条第 1 項に基づく許</p>



<p>(改正：平成 18 年 5 月 31 日 施行：平成 19 年 11 月 30 日)</p> <p>② 都市計画法第 34 条第 1 号の規定により許可された店舗等併用住宅</p> <p>③ 都市計画法第 34 条第 13 号の規定により許可された自己用住宅若しくは店舗併用住宅</p> <p>④ 都市計画法第 34 条第 12 号、第 14 号の規定により許可された分家住宅、自己用住宅及び店舗併用住宅</p> <p>(2) 予定建築物は一戸の専用住宅とすること。</p> <p>(3) 申請人は、現に建築物を所有し居住している者であること。</p> <p>(4) 予定建築物の敷地は、原則として既存建築物の敷地とする。ただし、既存建築物の敷地が 100 平方メートル未満であるなど著しく過小であり真にやむを得ないと認められる場合の専用住宅にあつては、敷地面積 180 平方メートルを限度とする。</p> <p>(5) 予定建築物の名称は、「専用住宅」とすること。</p>	<p>可証並びに都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 60 条の規定による証明書</p> <p>② 建築基準法第 6 条第 1 項及び同法第 6 条の 2 第 1 項に基づく<u>確認通知書</u>及び<u>検査済証</u></p> <p>③ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 380 条第 1 項に規定する固定資産課税台帳による課税証明書</p> <p>④ 不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）第 2 条第 9 号に規定する土地・建物登記簿謄本</p> <p>⑤ その他</p>	<p>(改正：平成 18 年 5 月 31 日 施行：平成 19 年 11 月 30 日)</p> <p>② 都市計画法第 34 条第 1 号の規定により許可された店舗等併用住宅</p> <p>③ 都市計画法第 34 条第 13 号の規定により許可された自己用住宅若しくは店舗併用住宅</p> <p>④ 都市計画法第 34 条第 12 号、第 14 号の規定により許可された分家住宅、自己用住宅及び店舗併用住宅</p> <p>(2) 予定建築物は一戸の専用住宅とすること。</p> <p>(3) 申請人は、現に建築物を所有し居住している者であること。</p> <p>(4) 予定建築物の敷地は、原則として既存建築物の敷地とする。ただし、既存建築物の敷地が 100 平方メートル未満であるなど著しく過小であり真にやむを得ないと認められる場合の専用住宅にあつては、敷地面積 180 平方メートルを限度とする。</p> <p>(5) 予定建築物の名称は、「専用住宅」とすること。</p>	<p>可証並びに都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 60 条の規定による証明書</p> <p>② 建築基準法第 6 条第 1 項及び同法第 6 条の 2 第 1 項に基づく<u>確認済書</u>並びに<u>同法第 7 条第 5 項に基づく検査済証</u></p> <p>③ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 380 条第 1 項に規定する固定資産課税台帳による課税証明書</p> <p>④ 不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）第 2 条第 9 号に規定する土地・建物登記簿謄本</p> <p>⑤ その他</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 7 災害危険区域等に存する建築物の移転

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>冒頭の①から⑥に掲げる事業又は勧告により移転しなければならない建築物（以下「移転対象建築物」という。）がある場合において、これに代わるべきもので、次の(1)から(9)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>① がけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転</p> <p>② 地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画に基づく移転</p> <p>③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告に基づく移転</p> <p>④ 建築基準法第10条第1項の勧告に基づく移転</p> <p>⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の勧告に基づく移転</p> <p>⑥ その他条例、要綱等に基づく①から⑤までと同等と認められるもの。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</p> <p>① 建築基準法第39条第1項の災害危険区域</p> <p>② 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域</p> <p>③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</p> <p>④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</p>	(1)～(2) (略)	<p>冒頭の①から⑥に掲げる事業又は勧告により移転しなければならない建築物（以下「移転対象建築物」という。）がある場合において、これに代わるべきもので、次の(1)から(9)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>① がけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転</p> <p>② 地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画に基づく移転</p> <p>③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告に基づく移転</p> <p>④ 建築基準法第10条第1項の勧告に基づく移転</p> <p>⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の勧告に基づく移転</p> <p>⑥ その他条例、要綱等に基づく①から⑤までと同等と認められるもの。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</p> <p>① 建築基準法第39条第1項の災害危険区域</p> <p>② 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域</p> <p>③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</p> <p>④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>⑤ 水防法（昭和29年法律第163号）第14条の洪水浸水想</p>	(1)～(2) (略)

(10) (略)		<u>定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u>	(10) (略)
----------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

## 8 屋外施設等の付帯施設を建築する目的で行う建築行為等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>1 キャンプ場等の屋外施設に係る付帯建築物であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートル以下とすること。</p> <p>(5) 予定建築物の名称は、「管理棟（屋外施設）」「クラブハウス（屋外施設）」「バンガロー（屋外施設）」等とすること。</p> <p>2 1 ヘクタール未満の運動・レジャー施設、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 5 項に規定する墓地（以下「墓園」という。）等の屋外施設に係る付帯建築物であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>		<p>1 キャンプ場等の屋外施設に係る付帯建築物であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(5) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートル以下とすること。</p> <p>(6) 予定建築物の名称は、「管理棟（屋外施設）」「クラブハウス（屋外施設）」「バンガロー（屋外施設）」等とすること。</p> <p>2 1 ヘクタール未満の運動・レジャー施設、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 5 項に規定する墓地（以下「墓園」という。）等の屋外施設に係る付帯建築物であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p>	

(4) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートル以下とすること。

(5) 予定建築物の名称は「管理棟（運動・レジャー施設）」、「管理棟（墓園）」等とすること。

3 駐車場及び資材置場に係る付帯建築物であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。

(1)～(3) (略)

(4) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートル以下とすること。

(5) 予定建築物の名称は、「防犯管理棟」とすること。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）又は千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 14 年条例第 3 号）第 12 条第 1 項に規定する小規模産業廃棄物処理施設に係る管理事務所であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。

(1)～(3) (略)

(5) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートル以下とすること。

(6) 予定建築物の名称は「管理棟（運動・レジャー施設）」、「管理棟（墓園）」等とすること。

3 駐車場及び資材置場に係る付帯建築物であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。

(1)～(3) (略)

(4) 許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。

(5) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートル以下とすること。

(6) 予定建築物の名称は、「防犯管理棟」とすること。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）又は千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 14 年条例第 3 号）第 12 条第 1 項に規定する小規模産業廃棄物処理施設に係る管理事務所であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。

(1)～(3) (略)

(4) 許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び

<p>(4) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートル以下とすること。</p> <p>(5) 予定建築物の名称は、「管理事務所（産業廃棄物処理施設）」とすること。</p>		<p><u>同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(5) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートル以下とすること。</p> <p>(6) 予定建築物の名称は、「管理事務所（産業廃棄物処理施設）」とすること。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

11 宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認を受けて造成が行われた土地に建築するもの

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 44 年条例第 50 号）第 7 条に基づく確認を受けて造成が行われた土地に建築物を建築するもので、次に掲げる事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(5) 予定建築物の名称は、宅地開発事業の基準に関する条例により確認を受けた建築物の用途を適切に設定すること。</p>	(1) (略)	<p>宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 44 年条例第 50 号）第 7 条に基づく確認を受けて造成が行われた土地に建築物を建築するもので、次に掲げる事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為等にあつては、許可申請地に水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(5) 予定建築物の名称は、宅地開発事業の基準に関する条例により確認を受けた建築物の用途を適切に設定すること。</p>	(1) (略)

### 13 大規模既存集落（指定既存集落）内の小規模開発等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>1 自己用住宅について</p> <p>線引前から現在に至るまで引き続いて指定既存集落に生活の本拠を有する者が自己用住宅を建築する目的で行う開発行為等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、「生活の本拠を有する者」とは、少なくとも10年以上継続して居住していた事実が確認できる者をいう。ただし、収用対象事業の移転又は災害危険区域からの移転等により当該指定既存集落内に生活の本拠を有することとなった者については、10年以上の継続居住の要件は適用しない。また、転勤等社会通念上やむを得ない理由により継続期間が中断した場合は、中断期間を除いて継続しているものとみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 分家住宅について</p> <p>線引前から現在に至るまで引き続いて指定既存集落に生活の本拠を有する世帯の通常の分化発展の過程で必要とする分家住宅を建築する目的で行う開発行為等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、「生活の本拠を有する世帯」とは、少なくとも10年以上継続して居住していた事実が確認できる世帯をいう。ただし、収用対象事業の移転又は災害危険区域からの移転等により当該指定既存集落内に生活の本拠を有することとなった世帯については、10年以上の継続居住の要件は適用しない。また、転勤等社会通念</p>	<p>(1) (略)</p>	<p>1 自己用住宅について</p> <p>線引前から現在に至るまで引き続いて指定既存集落に生活の本拠を有する者が自己用住宅を建築する目的で行う開発行為等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、「生活の本拠を有する者」とは、少なくとも10年以上継続して居住していた事実が確認できる者をいう。ただし、収用対象事業の移転又は災害危険区域からの移転等により当該指定既存集落内に生活の本拠を有することとなった者については、10年以上の継続居住の要件は適用しない。また、転勤等社会通念上やむを得ない理由により継続期間が中断した場合は、中断期間を除いて継続しているものとみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 分家住宅について</p> <p>線引前から現在に至るまで引き続いて指定既存集落に生活の本拠を有する世帯の通常の分化発展の過程で必要とする分家住宅を建築する目的で行う開発行為等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、「生活の本拠を有する世帯」とは、少なくとも10年以上継続して居住していた事実が確認できる世帯をいう。ただし、収用対象事業の移転又は災害危険区域からの移転等により当該指定既存集落内に生活の本拠を有することとなった世帯については、10年以上の継続居住の要件は適用しない。また、転勤等社会通念</p>	<p>(1) (略)</p>



<p>上やむを得ない理由により継続期間が中断した場合は、中断期間を除いて継続しているものとみなす。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3 小規模な工場等について</p> <p>線引前から現在に至るまで引き続いて指定既存集落に生活の本拠を有する者が小規模な工場等を建設する目的で行う開発行為等で、次に掲げるすべてに該当するもの。</p> <p>なお、「生活の本拠を有する者」とは、少なくとも 10 年以上継続して居住していた事実が確認できる者をいう。ただし、収用対象事業の移転又は災害危険区域からの移転等により当該指定既存集落内に生活の本拠を有することとなった者については、10 年以上の継続居住の要件は適用しない。また、転勤等社会通念上やむを得ない理由により継続期間が中断した場合は、中断期間を除いて継続しているものとみなす。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>上やむを得ない理由により継続期間が中断した場合は、中断期間を除いて継続しているものとみなす。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3 小規模な工場等について</p> <p>線引前から現在に至るまで引き続いて指定既存集落に生活の本拠を有する者が小規模な工場等を建設する目的で行う開発行為等で、次に掲げるすべてに該当するもの。</p> <p>なお、「生活の本拠を有する者」とは、少なくとも 10 年以上継続して居住していた事実が確認できる者をいう。ただし、収用対象事業の移転又は災害危険区域からの移転等により当該指定既存集落内に生活の本拠を有することとなった者については、10 年以上の継続居住の要件は適用しない。また、転勤等社会通念上やむを得ない理由により継続期間が中断した場合は、中断期間を除いて継続しているものとみなす。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------

#### 14 大規模な流通業務施設及び特定流通業務施設

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>4車線以上の国・県道等並びに高速自動車国道等のインターチェンジ等の周辺における①から③に掲げる大規模な流通業務施設及び特定流通業務施設に係る開発行為等で、関係部局と調整がとれたものであって、次の(1)から(7)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>ただし、貨物自動車運送事業法に基づく施設のうち、休憩、睡眠等のための施設及び点検施設等を単体で建築しようとする場合は、当提案基準の対象とはならない。</p> <p>なお、当該流通業務施設に併設される児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を目的とした施設であって、当該流通業務施設の従業員の用に供するものに限る。）については、当該流通業務施設の一部とみなして取り扱うものとする。</p> <p>① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項の特別積合せ貨物運送に係るものを除く。）の用に供する施設のうち、地方運輸局長が相当規模なものと認定したもので、自己の業務の用に供する施設（以下「一般貨物自動車運送事業用施設（相当規模）」という。）</p> <p>② 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長が相当規模と認定したもので、自</p>	(1)～(4) (略)	<p>4車線以上の国・県道等並びに高速自動車国道等のインターチェンジ等の周辺における①から③に掲げる大規模な流通業務施設及び特定流通業務施設に係る開発行為等で、関係部局と調整がとれたものであって、次の(1)から(7)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>ただし、貨物自動車運送事業法に基づく施設のうち、休憩、睡眠等のための施設及び点検施設等を単体で建築しようとする場合は、当提案基準の対象とはならない。</p> <p>なお、当該流通業務施設に併設される児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を目的とした施設であって、当該流通業務施設の従業員の用に供するものに限る。）については、当該流通業務施設の一部とみなして取り扱うものとする。</p> <p>① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項の特別積合せ貨物運送に係るものを除く。）の用に供する施設のうち、地方運輸局長が相当規模なものと認定したもので、自己の業務の用に供する施設（以下「一般貨物自動車運送事業用施設（相当規模）」という。）</p> <p>② 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長が相当規模と認定したもので、自己</p>	(1)～(4) (略)

<p>己の業務の用に供する施設（以下「倉庫業の倉庫（相当規模）」という。）</p> <p>③ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 5 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に係るものを除く。）の用に供する施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫で認定事業者が設置する施設（以下「特定流通業務施設」という。）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(5)～(8) (略)</p> <p>※指定区域等（別紙 2）</p>	<p>己の業務の用に供する施設（以下「倉庫業の倉庫（相当規模）」という。）</p> <p>③ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 5 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に係るものを除く。）の用に供する施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫で認定事業者が設置する施設（以下「特定流通業務施設」という。）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(5)～(8) (略)</p> <p>※指定区域等（別紙 2）</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

15 有料老人ホームのうち、設置及び運営が県の定める基準等に適合する優良なもの

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームで、施設の設置、運営が「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合し、健康福祉部局と十分な連絡調整のうえ安定的な経営確保が図られていることが確実と判断されるもので、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、当該有料老人ホームに併設される児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とした事業所内保育事業であって、当該有料老人ホームの従業員の用に供するものに限る。）については、当該有料老人ホームの一部とみなして取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(9) 都市計画法第 41 条制限は、建蔽率 50 パーセント、容積率 100 パーセントとすること。</p> <p>(10) 予定建築物の名称は、「有料老人ホーム」とすること。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームで、施設の設置、運営が「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合し、健康福祉部局と十分な連絡調整のうえ安定的な経営確保が図られていることが確実と判断されるもので、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、当該有料老人ホームに併設される児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とした事業所内保育事業であって、当該有料老人ホームの従業員の用に供するものに限る。）については、当該有料老人ホームの一部とみなして取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(9) 都市計画法第 41 条制限は、建蔽率 50 パーセント、容積率 100 パーセントとすること。</p> <p>(10) 予定建築物の名称は、「有料老人ホーム」とすること。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>

16 工場、研究所、有料老人ホーム及び社会福祉施設に従事する者の社宅及び寮

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>冒頭の①から③に掲げる事業所に従事する者の社宅及び寮で、次の(1)から(8)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>① <u>改正前の都市計画法第 34 条第 10 号イ及び改正後の同法同条第 14 号並びに同法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)第 36 条第 1 項第 3 号ホにより審査会の議を経て許可された事業所、若しくは許可されるものとして取り扱われる事業所(改正：平成 18 年 5 月 31 日 施行：平成 19 年 11 月 30 日)</u></p> <p>② <u>上記①以外の同法の規定に基づき許可された事業所</u></p> <p>③ 従前から市街化調整区域に存する事業所</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p>	<p>(1) 事業所とは、工場、研究所、有料老人ホームをいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>冒頭の①から③に掲げる事業所に従事する者の社宅及び寮で、次の(1)から(8)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>① <u>都市計画法の規定に基づき許可された事業所</u></p> <p>② <u>同法第 29 条 1 項 3 号及び政令 21 条に定める許可を要しない開発行為等に該当するものとして建築された事業所</u></p> <p>③ 従前から市街化調整区域に存する事業所</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として水防法(昭和 29 年法律第 163 号)第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p>	<p>(1) 事業所とは、工場、研究所、有料老人ホーム及び社会福祉施設をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

17 学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）における学生寮

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を含む。）の学生寮で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(9)～(10) (略)</p>	(1) (略)	<p>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を含む。）の学生寮で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(9)～(10) (略)</p>	(1) (略)

## 18 病院の看護師寮

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 2 条、第 3 条及び第 5 条に規定する看護師等が病院において業務に従事するために必要不可欠である寮で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p>	(1)～(2) (略)	<p>保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 2 条、第 3 条及び第 5 条に規定する看護師等が病院において業務に従事するために必要不可欠である寮で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p>	(1)～(2) (略)

19 幹線道路の沿道における大型自動車の修理工場

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>広域的な主要幹線道路のうち国道 6 号、14 号、16 号及び 51 号の沿道に立地する大型自動車の修理工場で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 に規定する保安林を含まないこと。</p> <p>(6) <u>建築基準法施行条例（昭和 36 年県条例第 39 号）第 5 条及び第 7 条に適合した敷地であること。</u></p> <p>(7) 予定建築物の名称は、「修理工場（大型自動車）」とすること。</p>	(略)	<p>広域的な主要幹線道路のうち国道 6 号、14 号、16 号及び 51 号の沿道に立地する大型自動車の修理工場で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(6) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 に規定する保安林を含まないこと。</p> <p>(7) 予定建築物の名称は、「修理工場（大型自動車）」とすること。</p>	(略)



## 20 介護老人保健施設

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設で、施設の設置、運営が介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 72 号）に適合したもので、健康福祉部局において開設許可事前協議書の受付が完了し施設の開設が確実に許可される見込みであるものであって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、次のいずれかに掲げる事業所等については当該介護老人保健施設の一部とみなして取り扱うものとする。</p> <p>①～② （略）</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(8)～(9) （略）</p>	(略)	<p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設で、施設の設置、運営が介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 72 号）に適合したもので、健康福祉部局において開設許可事前協議書の受付が完了し施設の開設が確実に許可される見込みであるものであって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、次のいずれかに掲げる事業所等については当該介護老人保健施設の一部とみなして取り扱うものとする。</p> <p>①～② （略）</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(8)～(9) （略）</p>	(略)

## 21 既存適法第一種特定工作物の増改築

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>既存適法第一種特定工作物（都市計画法第 4 条第 11 項に規定する第一種特定工作物）の増改築で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>既存適法第一種特定工作物（都市計画法第 4 条第 11 項に規定する第一種特定工作物）の増改築で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(1)～(2) (略)</p>

## 22 地域振興を図るための工場等（成田市、酒々井町）

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>成田市及び酒々井町における地域振興を図るための工場等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 に規定する保安林を含まないこと。</p> <p>(8) 予定建築物の名称は、「工場（〇〇）」、「研究所」とすること。</p>	(1)～(4) (略)	<p>成田市及び酒々井町における地域振興を図るための工場等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(8) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 に規定する保安林を含まないこと。</p> <p>(9) 予定建築物の名称は、「工場（〇〇）」、「研究所」とすること。</p>	(1)～(4) (略)

25 コンクリート廃材リサイクルプラントを建設する目的で行う開発行為等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>冒頭の①及び②に掲げるコンクリート廃材リサイクルプラントで、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく事前協議終了通知がなされたもので、確実に許可される見込みがあるものであって、次の(1)から(10)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>① 都市計画法施行令第1条第1項第2号に規定するクラッシャープラントのうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第9号に規定するコンクリートの破片その他これに類する不要物を破砕し再生処理するもの</p> <p>② ①を建築物で覆った工場</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに森林法第25条及び同法第25条の2に規定する保安林を含まないこと。</p>	(1)～(3) (略)	<p>冒頭の①及び②に掲げるコンクリート廃材リサイクルプラントで、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく事前協議終了通知がなされたもので、確実に許可される見込みがあるものであって、次の(1)から(10)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>① 都市計画法施行令第1条第1項第2号に規定するクラッシャープラントのうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第9号に規定するコンクリートの破片その他これに類する不要物を破砕し再生処理するもの</p> <p>② ①を建築物で覆った工場</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 許可申請地は、原則として水防法（昭和29年法律第163号）第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</p> <p>(11) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに森林法第25条及び同法第25条の2に規定する保安林を含まないこと。</p>	(1)～(3) (略)

## 26 改良土プラントを建設する目的で行う開発行為等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>冒頭の①及び②に掲げる改良土プラントで、次の(1)から(9)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>① 都市計画法施行令第1条第1項第2号に規定するクラッシャープラントのうち、公共工事等から発生した不良土を再生処理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体の規定する品質基準に適合することができる改良土プラント</p> <p>② ①を建築物で覆った工場</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに森林法第25条及び同法第25条の2に規定する保安林を含まないこと。</p>	(1)～(4) (略)	<p>冒頭の①及び②に掲げる改良土プラントで、次の(1)から(9)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>① 都市計画法施行令第1条第1項第2号に規定するクラッシャープラントのうち、公共工事等から発生した不良土を再生処理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体の規定する品質基準に適合することができる改良土プラント</p> <p>② ①を建築物で覆った工場</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和29年法律第163号）第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(10) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに森林法第25条及び同法第25条の2に規定する保安林を含まないこと。</p>	(1)～(4) (略)

27 土地区画整理事業等の施行による既存用途不適格建築物等の移転

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>都市計画法第 12 条第 1 項各号に規定する土地区画整理事業等の施行により既存用途不適格の工場等が、施行地区から市街化調整区域に移転を余議なくされる場合における開発行為等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(11)～(12) (略)</p>	(1)～(4) (略)	<p>都市計画法第 12 条第 1 項各号に規定する土地区画整理事業等の施行により既存用途不適格の工場等が、施行地区から市街化調整区域に移転を余議なくされる場合における開発行為等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(11)～(12) (略)</p>	(1)～(4) (略)

## 28 住居系地域における既存用途不適格建築物等の移転

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>住居系地域における既存用途不適格建築物等の移転で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(10)～(11) (略)</p>	(1)～(4) (略)	<p>住居系地域における既存用途不適格建築物等の移転で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(10)～(11) (略)</p>	(1)～(4) (略)

## 29 市町村営住宅を建設する目的で行う開発行為等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>市街化区域を含めた市街化の状況、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の態様等から、市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められる公営住宅で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>	(1)～(3) (略)	<p>市街化区域を含めた市街化の状況、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の態様等から、市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められる公営住宅で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>	(1)～(3) (略)



### 30 空港周辺地域の屋外駐車場付帯事業所の建築行為等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>1 成田国際空港周辺地域において空港利用者の自動車を専門的に預かる駐車場のうち、空港利用者のサービス利便を図る上で必要と認められる駐車場と一体的に設置される屋外駐車場付帯事業所で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートルとすること。</p> <p>(8) 予定建築物の名称は、「事務所（屋外駐車場）」とすること。</p>	(1)～(3) (略)	<p>1 成田国際空港周辺地域において空港利用者の自動車を専門的に預かる駐車場のうち、空港利用者のサービス利便を図る上で必要と認められる駐車場と一体的に設置される屋外駐車場付帯事業所で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 許可申請地は、原則として水防法(昭和 29 年法律第 163 号) 第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(8) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートル以下とすること。</p> <p>(9) 予定建築物の名称は、「事務所（屋外駐車場）」とすること。</p>	(1)～(3) (略)
<p>2 成田国際空港周辺地域において空港利用者のサービス利便を図る上で必要と認められる自家用自動車有償貸渡業（以下、「レンタカー事業」という。）の事業所で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	(1)～(7) (略)	<p>2 成田国際空港周辺地域において空港利用者のサービス利便を図る上で必要と認められる自家用自動車有償貸渡業（以下、「レンタカー事業」という。）の事業所で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 許可申請地は、原則として水防法(昭和 29 年法律第 163 号) 第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水</u></p>	(1)～(7) (略)

<p>(6) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートルとすること。</p> <p>(7) 予定建築物の名称は、「店舗（レンタカー事業所）」とすること。</p>		<p><u>出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(7) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートル以下とすること。</p> <p>(8) 予定建築物の名称は、「店舗（レンタカー事業所）」とすること。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

### 31 納骨堂を建築する目的で行う開発行為等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する納骨堂で、同法第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めた当該市町村の条例の規定による事前協議を経たものであって、確実に許可される見込みがあるもので、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 に規定する保安林を含まないこと。</p> <p>(14) 都市計画法第 41 条制限は、建蔽率 50 パーセント、容積率 100 パーセントとすること。</p> <p>(15) 予定建築物の名称は、「納骨堂」とすること。</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する納骨堂で、同法第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めた当該市町村の条例の規定による事前協議を経たものであって、確実に許可される見込みがあるもので、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(14) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 に規定する保安林を含まないこと。</p> <p>(15) 都市計画法第 41 条制限は、建蔽率 50 パーセント、容積率 100 パーセントとすること。</p> <p>(16) 予定建築物の名称は、「納骨堂」とすること。</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>

32 許認可・確認を受け造成された区域における宅地の再分割の開発行為等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>改正前の都市計画法第 34 条第 10 号イ（改正：平成 18 年 5 月 31 日 施行：平成 19 年 11 月 30 日）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）及び宅地開発事業の基準に関する条例に基づき許認可及び確認された宅地、並びに線引前に宅地開発が行われた土地の再分割で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。なお、集合住宅用地から戸建住宅用地への分割は対象とするが、戸建住宅用地から集合住宅用地への取扱いは当提案基準の対象としない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(7) 予定建築物の名称は、「専用住宅」とすること。</p>	(1)～(2) (略)	<p>改正前の都市計画法第 34 条第 10 号イ（改正：平成 18 年 5 月 31 日 施行：平成 19 年 11 月 30 日）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）及び宅地開発事業の基準に関する条例に基づき許認可及び確認された宅地、並びに線引前に宅地開発が行われた土地の再分割で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。なお、集合住宅用地から戸建住宅用地への分割は対象とするが、戸建住宅用地から集合住宅用地への取扱いは当提案基準の対象としない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外</u>の開発行為等にあつては、許可申請地に水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</p> <p>(7) 予定建築物の名称は、「専用住宅」とすること。</p>	(1)～(2) (略)

### 33 木材の卸売りのために開設される市場の開発行為等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>木材の卸売り取引の為に定期または継続して開設される市場で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 に規定する保安林を含まないこと。</p> <p>(9) 都市計画法第 41 条制限は、建蔽率 50 パーセント、容積率 100 パーセントとすること。</p> <p>(10) 予定建築物の名称は、「木材市場」とすること。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>木材の卸売り取引の為に定期または継続して開設される市場で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(9) 許可申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 に規定する保安林を含まないこと。</p> <p>(10) 都市計画法第 41 条制限は、建蔽率 50 パーセント、容積率 100 パーセントとすること。</p> <p>(11) 予定建築物の名称は、「木材市場」とすること。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>

### 34 病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした薬局

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした市街化調整区域内に立地する薬局で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) 当該施設が立地する合理的理由があること。</p> <p>(2) 許可申請地は、病院又は診療所の敷地境界から、原則として 50 メートルの範囲に含まれる土地であること。</p> <p>(3) 予定建築物の敷地の面積は 500 平方メートル以下であり、敷地周長の 7 分の 1 以上が建築基準法第 42 条第 1 項に掲げる道路に接していること。ただし、袋路状の道路は除く。</p> <p>(4) 予定建築物の延べ面積は 150 平方メートル以下とし、原則として平屋建てとすること。</p> <p>(5) 許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p>	(1)～(3) (略)	<p>病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした市街化調整区域内に立地する薬局で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) 当該施設が立地する合理的理由があること。</p> <p>(2) 許可申請地は、病院又は診療所の敷地境界から、原則として 50 メートルの範囲に含まれる土地であること。</p> <p>(3) 予定建築物の敷地の面積は 500 平方メートル以下であり、敷地周長の 7 分の 1 以上が建築基準法第 42 条第 1 項に掲げる道路に接していること。ただし、袋路状の道路は除く。</p> <p>(4) 予定建築物の延べ面積は 150 平方メートル以下とし、原則として平屋建てとすること。</p> <p>(5) 許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	(1)～(3) (略)

36 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）第 2 条第 13 項の「解体業」又は 14 項の「破碎業」に係る既存の解体作業場等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>1 本基準の対象施設は、自動車リサイクル法の許可制度の施行日（平成 16 年 7 月 1 日）前から、次のいずれかの事業を都市計画法に適合して営む施設であって、自動車リサイクル法の許可基準に適合する予定建築物又は第 1 種特定工作物として、建築物の建築等施設改善を目的とする開発行為等とする。（開発区域は上記施行日時点の事業所の範囲内とする。）</p> <p>(1) 解体業に係る解体作業場</p> <p>(2) 破碎業（解体自動車のみを処理するものとする。他の産業廃棄物の処理は行わない。）に係る破碎施設</p> <p>(3) 破碎業（上記(2)と同様。）に係る破碎前施設 なお、上記の各項目の事業・施設には次の付帯施設が含まれるものとする。</p> <p>① 廃油・廃液の処理・保管施設</p> <p>② 解体後の部品又は自動車破碎残さの保管場所</p> <p>③ 管理事務所</p>	<p>(1) 「自動車リサイクル法に適合する」とは、同法の許可申請書が受理されたものとする。（平成 16 年 6 月末まで廃掃法の積替え・保管業の許可を取得している業者については届出が受理されたもの）</p> <p>さらに、左記基準 1(2)破碎施設については、廃掃法（処理能力 5 トン以上）又は関係条例（5 トン未満）の事前協議終了通知書が添付されていること。</p> <p>同様に、基準 1①廃油・廃液の処理・保管施設のうち消防法（昭和 23 年法律第 186 号）上の危険物を扱う施設にあつては、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）及び当該施設が存する市町村の火災予防条例の技術基準に適合するものであること。</p>	<p>1 本基準の対象施設は、自動車リサイクル法の許可制度の施行日（平成 16 年 7 月 1 日）前から、冒頭の①から③のいずれかの事業を都市計画法に適合して営む施設で次の(1)から(5)に掲げるすべての事項に該当するものであって、自動車リサイクル法の許可基準に適合する予定建築物又は第 1 種特定工作物として、建築物の建築等施設改善を目的とする開発行為等とする。（開発区域は上記施行日時点の事業所の範囲内とする。）</p> <p>① 解体業に係る解体作業場</p> <p>② 破碎業（解体自動車のみを処理するものとする。他の産業廃棄物の処理は行わない。）に係る破碎施設</p> <p>③ 破碎業（上記②と同様。）に係る破碎前施設 なお、上記の各項目の事業・施設には次の付帯施設が含まれるものとする。</p> <p>ア 廃油・廃液の処理・保管施設</p> <p>イ 解体後の部品又は自動車破碎残さの保管場所</p> <p>ウ 管理事務所</p>	<p>(1) 「自動車リサイクル法に適合する」とは、同法の許可申請書が受理されたものとする。（平成 16 年 6 月末まで廃掃法の積替え・保管業の許可を取得している業者については届出が受理されたもの）</p> <p>さらに、左記基準 1②破碎施設については、廃掃法（処理能力 5 トン以上）又は関係条例（5 トン未満）の事前協議終了通知書が添付されていること。</p> <p>同様に、基準 1③ア廃油・廃液の処理・保管施設のうち消防法（昭和 23 年法律第 186 号）上の危険物を扱う施設にあつては、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）及び当該施設が存する市町村の火災予防条例の技術基準に適合するものであること。</p>
<p>2 開発区域が存する市町村の土地利用計画を勘</p>	<p>また、対象施設は、既存の施設</p>	<p>(1) 開発区域が存する市町村の土地利用計画を勘</p>	<p>また、対象施設は、既存の施設</p>

<p>案して支障がないものとして当該市町村の同意を得たものであること。</p> <p>3 6メートル以上の国・県道等に接することとし、その敷地は当該道路の境界より幅6メートルで奥行25メートル以内にあること。(25メートル以上の敷地延長は認められない趣旨である。)</p> <p>4 前記1(1)解体作業場の建築面積は、自動車リサイクル法の許可制度の施行日(平成16年7月1日)前から解体業として使用してきた範囲内とし、前記1(2)破砕施設及び同(3)破砕前施設の建築面積又は能力は上記施行日前から破砕作業又は破砕前作業に使用していた範囲内であって、同一規模とする。ただし、周辺住民と十分な協議が行われたものについては、上記施行日時点の事業所の敷地の範囲内であって、同時点の建築面積又は能力の1.5倍を限度として認める。</p> <p>5 前記1付帯施設の(3)管理事務所の延床面積は、自動車リサイクル法の手続きに必要な最小限の規模であって、30平方メートル以下であること。</p>	<p>の施設改善を認めるものであって、例えば左記1(1)解体業の施設に同(2)破砕施設を新規に設置することを認めるものではない。</p> <p>なお、「都市計画法に適合して営む施設」とは、線引前から事業を行っていた施設や屋外で解体作業を行っていた施設である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 予定建築物等の敷地は、原則として屋外の保管施設の用地と明確に区分されたものであって、必要最小限の設定がされているものとする。</p> <p>「周辺住民と十分な協議」とは、基準1(2)破砕施設は、境界から300メートルの範囲内に居住する全世帯の同意を得るものとし、それ以外の施設は、境界から150メートルの範囲内に居住する全世帯の同意を得るものとする。</p>	<p>案して支障がないものとして当該市町村の同意を得たものであること。</p> <p>(2) 6メートル以上の国・県道等に接することとし、その敷地は当該道路の境界より幅6メートルで奥行25メートル以内にあること。(25メートル以上の敷地延長は認められない趣旨である。)</p> <p>(3) 前記1(1)解体作業場の建築面積は、自動車リサイクル法の許可制度の施行日(平成16年7月1日)前から解体業として使用してきた範囲内とし、前記1(2)破砕施設及び同(3)破砕前施設の建築面積又は能力は上記施行日前から破砕作業又は破砕前作業に使用していた範囲内であって、同一規模とする。ただし、周辺住民と十分な協議が行われたものについては、上記施行日時点の事業所の敷地の範囲内であって、同時点の建築面積又は能力の1.5倍を限度として認める。</p> <p>(4) 前記1付帯施設の(3)管理事務所の延床面積は、自動車リサイクル法の手続きに必要な最小限の規模であって、30平方メートル以下であること。</p> <p>(5) 許可申請地は、原則として水防法(昭和29年法律第163号)第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</p>	<p>の施設改善を認めるものであって、例えば左記1(1)解体業の施設に同(2)破砕施設を新規に設置することを認めるものではない。</p> <p>なお、「都市計画法に適合して営む施設」とは、線引前から事業を行っていた施設や屋外で解体作業を行っていた施設である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 予定建築物等の敷地は、原則として屋外の保管施設の用地と明確に区分されたものであって、必要最小限の設定がされているものとする。</p> <p>「周辺住民と十分な協議」とは、基準1(2)破砕施設は、境界から300メートルの範囲内に居住する全世帯の同意を得るものとし、それ以外の施設は、境界から150メートルの範囲内に居住する全世帯の同意を得るものとする。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



### 37 社会福祉施設等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>冒頭の①から③に掲げる社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設で、次の(1)から(5)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、当該社会福祉施設等に併設される児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とした事業所内保育事業であって、当該社会福祉施設等の従業員の用に供するものに限る。）については、当該社会福祉施設等の一部とみなして取り扱うものとする。</p> <p>① 社会福祉事業の用に供する施設（老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設に限る。）であって、入所定員が 30 人以上であるもの。</p> <p>ア 養護老人ホーム イ 特別養護老人ホーム ウ 軽費老人ホーム エ その他これらに類する施設</p> <p>② 社会福祉事業の用に供する施設（①に掲げる施設を除く。）であって、主として入所系施設であるもの。</p> <p>ア 障害者支援施設 イ 乳児院 ウ 母子生活支援施設</p>	(1)～(4) (略)	<p>冒頭の①から③に掲げる社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設で、次の(1)から(5)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、当該社会福祉施設等に併設される児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とした事業所内保育事業であって、当該社会福祉施設等の従業員の用に供するものに限る。）については、当該社会福祉施設等の一部とみなして取り扱うものとする。</p> <p>① 社会福祉事業の用に供する施設（老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設に限る。）であって、入所定員が 30 人以上であるもの。</p> <p>ア 養護老人ホーム イ 特別養護老人ホーム ウ 軽費老人ホーム エ その他これらに類する施設</p> <p>② 社会福祉事業の用に供する施設（①に掲げる施設を除く。）であって、主として入所系施設であるもの。</p> <p>ア 障害者支援施設 イ 乳児院 ウ 母子生活支援施設</p>	(1)～(4) (略)

<p>エ 児童養護施設  オ 児童自立支援施設  カ 共同生活援助事業所（グループホーム）  キ その他これらに類する施設</p> <p>③ 更生保護事業の用に供する更生保護施設</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u>  ② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u>  ③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u>  ④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>		<p>エ 児童養護施設  オ 児童自立支援施設  カ 共同生活援助事業所（グループホーム）  キ その他これらに類する施設</p> <p>③ 更生保護事業の用に供する更生保護施設</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

38 医療施設

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>冒頭の①から③までのいずれかに該当する医療法第1条の5第1項に規定する病院で、施設の設置及び運営が国及び県の定める基準に適合するものであって、その位置・規模等からみて許可申請地の周辺の市街化を促進するおそれがなく、まちづくり及び医療施策の観点から支障がないことについて関係部局と調整がとれたもので、次の(1)から(4)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、当該医療施設に併設される児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とした事業所内保育事業であって、当該医療施設の従業員の用に供するものに限る。）については、当該医療施設の一部とみなして取り扱うものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第39条第1項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(3)～(4) （略）</p>	(1)～(3) （略）	<p>冒頭の①から③までのいずれかに該当する医療法第1条の5第1項に規定する病院で、施設の設置及び運営が国及び県の定める基準に適合するものであって、その位置・規模等からみて許可申請地の周辺の市街化を促進するおそれがなく、まちづくり及び医療施策の観点から支障がないことについて関係部局と調整がとれたもので、次の(1)から(4)に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>なお、当該医療施設に併設される児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とした事業所内保育事業であって、当該医療施設の従業員の用に供するものに限る。）については、当該医療施設の一部とみなして取り扱うものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和29年法律第163号）第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(3)～(4) （略）</p>	(1)～(3) （略）

### 39 学校

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>学校教育法第 1 条に規定する学校のうち高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校（通学施設を除く。）で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>	(1)～(3) (略)	<p>学校教育法第 1 条に規定する学校のうち高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校（通学施設を除く。）で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>	(1)～(3) (略)

40 国、県が行った開発許可適用除外造成地における建築行為

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>改正前の都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号により、適用除外として実施された開発区域内における建築行為で、(1)又は(2)のいずれかで、(3)及び(4)に該当するもの。なお、当該市町村において当該開発区域内であることの確認がなされているものであること。</p> <p>(改正：平成 18 年 5 月 31 日 施行：平成 19 年 11 月 30 日)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(4) (略)</p>		<p>改正前の都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号により、適用除外として実施された開発区域内における建築行為で、(1)又は(2)のいずれかで、(3)及び(4)に該当するもの。なお、当該市町村において当該開発区域内であることの確認がなされているものであること。</p> <p>(改正：平成 18 年 5 月 31 日 施行：平成 19 年 11 月 30 日)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為等にあつては、許可申請地に水防法(昭和 29 年法律第 163 号)第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(4) (略)</p>	

#### 41 地域包括支援センター

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターで、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p>	(1)～(2) (略)	<p>介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターで、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として水防法(昭和 29 年法律第 163 号)第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p>	(1)～(2) (略)

## 42 地域再生のための用途変更等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等地域の活力の再生のため、既存建築物を地域資源として活用する目的で行う用途変更等で次の1から4に掲げるもの</p> <p>1 古民家を活用して店舗、宿泊施設等に用途変更等するもので、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第39条第1項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2 既存公共施設を活用して店舗、宿泊施設等に用途変更等するもので、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第39条第1項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関</u></p>	(1)～(4) (略)	<p>地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等地域の活力の再生のため、既存建築物を地域資源として活用する目的で行う用途変更等で次の1から4に掲げるもの</p> <p>1 古民家を活用して店舗、宿泊施設等に用途変更等するもので、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和29年法律第163号）第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2 既存公共施設を活用して店舗、宿泊施設等に用途変更等するもので、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和29年法律第163号）第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものにつ</u></p>	(1)～(4) (略)

<p>する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第2条第1項に規定する空家等となった既存適法建築物の用途変更等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第39条第1項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>4 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第12号に規定する農村地域等移住者が居住するための既存適法建築物の用途変更等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第39条第1項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域</u></p>		<p><u>いてはこの限りではない。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第2条第1項に規定する空家等となった既存適法建築物の用途変更等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>許可申請地は、原則として水防法(昭和29年法律第163号)第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>4 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第12号に規定する農村地域等移住者が居住するための既存適法建築物の用途変更等で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為等にあつては、許可申請地に水防法(昭和29年法律第163号)第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条</u></p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



<p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(5) 予定建築物の名称は、「地域再生専用住宅」とすること。</p>		<p><u>の2の雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3の高潮浸水想定区域を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(5) 予定建築物の名称は、「地域再生専用住宅」とすること。</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

#### 43 地域経済牽引事業

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づくものであって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) ～(3) （略）</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(5) 予定建築物の名称は、「地域経済牽引工場（〇〇）」、「地域経済牽引物流施設（〇〇）」等とすること。</p>		<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づくものであって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(5) 予定建築物の名称は、「地域経済牽引工場（〇〇）」、「地域経済牽引物流施設（〇〇）」、「<u>データセンター</u>」等とすること。</p>	

#### 44 農林水産業の持続的な発展を図るための開発行爲等

改正前		改正後	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>農林水産業の持続的な発展を図ることを目的とした施設を建築する目的で行う開発行爲等で、次の1から3に掲げるもの。</p> <p>1 直売所であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第39条第1項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(6) 予定建築物の名称は、「直売所」とすること。</p> <p>2 レストランであって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第39条第1項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1</u></p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>農林水産業の持続的な発展を図ることを目的とした施設を建築する目的で行う開発行爲等で、次の1から3に掲げるもの。</p> <p>1 直売所であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和29年法律第163号）第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(6) 予定建築物の名称は、「直売所」とすること。</p> <p>2 レストランであって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和29年法律第163号）第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

<p><u>項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(5) 予定建築物の名称は、「農家レストラン」等とすること。</p> <p>3 体験施設であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p>① <u>建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u></p> <p>② <u>地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u></p> <p>③ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>④ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(6) 予定建築物の名称は、「農業体験施設」等とすること。</p>	<p>(4) (略)</p>	<p>(5) 予定建築物の名称は、「農家レストラン」等とすること。</p> <p>3 体験施設であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>許可申請地は、原則として水防法（昭和 29 年法律第 163 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域の土地を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。</u></p> <p>(6) 予定建築物の名称は、「農業体験施設」等とすること。</p>	<p>(4) (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

改正前

大規模な流通業務施設及び特定流通業務施設の立地にかかる指定区域等

別紙2

(1) 4車線以上の国・県道等の沿道における指定区域（提案基準(1)-①-ア）

路線名	市町村名	備考
国道6号	流山市、我孫子市	指定 図 の と お り
国道16号	野田市、白井市、八千代市	
国道51号	成田市、四街道市、酒々井町	
国道127号	木更津市、君津市	
国道128号	大網白里市	
国道295号	成田市	
国道296号	富里市、酒々井町	
国道297号市原バイパス	市原市	
国道356号	栄町	
国道409号	富里市	
国道410号	木更津市	
国道464号	鎌ヶ谷市、白井市、印西市	
県道佐倉印西線	印西市（旧印旛村）	
県道千葉ニュータウン北環状線	白井市	
県道西白井停車場線	白井市	
県道千葉鴨川線	市原市、袖ヶ浦市	
県道木更津末吉線	木更津市	
県道松戸野田線	流山市	
市川市道0109、0112、0114、0116、0213号線、袖ヶ浦市道代宿神納線、木更津市道113号線		

(2) 高速自動車国道等のインターチェンジ（IC）周辺（500メートル範囲）における指定区域  
(提案基準(1)-①-イ)

インターチェンジ（IC）名	路線名	市町村名	備考	
常磐自動車道	流山IC	県道松戸野田線	流山市	指定 図 の と お り
東関東自動車道水戸線	四街道IC	県道千葉白井印西線	四街道市	
		国道51号	佐倉市	
	佐倉IC	県道佐倉印西線 佐倉市道I-33号線		
	酒々井IC	県道富里酒々井線	富里市	
		富里市道01-008号線		
東関東自動車道水戸線 新空港自動車道	成田IC	国道295号	成田市	
東関東自動車道館山線	市原IC	国道297号市原バイパス	市原市	
	姉崎袖ヶ浦IC	県道千葉鴨川線	市原市	
	木更津北IC	国道409号	袖ヶ浦市	
		県道君津平川線		
	木更津南IC	国道409号	木更津市	
	国道127号 木更津市道266-2号線	木更津市		
首都圏中央連絡自動車道	大網白里スマートIC	大網白里市道01-032号線	大網白里市	
	木更津東IC	国道410号	木更津市	

改正後

大規模な流通業務施設及び特定流通業務施設の立地にかかる指定区域等

別紙2

(1) 4車線以上の国・県道等の沿道における指定区域（提案基準(1)-①-ア）

路線名	市町村名	備考
国道6号	流山市、我孫子市	指定 図 の と お り
国道16号	野田市、白井市、八千代市	
国道51号	成田市、四街道市、酒々井町	
国道127号	木更津市、君津市	
国道128号	大網白里市	
国道295号	成田市	
国道296号	富里市、酒々井町	
国道297号市原バイパス	市原市	
国道356号	栄町	
国道409号	富里市	
国道410号	木更津市	
国道464号	鎌ヶ谷市、白井市、印西市	
県道佐倉印西線	印西市（旧印旛村）	
県道千葉ニュータウン北環状線	白井市	
県道西白井停車場線	白井市	
県道千葉鴨川線	市原市、袖ヶ浦市	
県道木更津末吉線	木更津市	
県道松戸野田線	流山市	
県道成田小見川鹿島港線	成田市	
市川市道0109、0112、0114、0116、0213号線、袖ヶ浦市道代宿神納線、木更津市道113号線		

(2) 高速自動車国道等のインターチェンジ（IC）周辺（500メートル範囲）における指定区域  
(提案基準(1)-①-イ)

インターチェンジ（IC）名	路線名	市町村名	備考	
常磐自動車道	流山IC	県道松戸野田線	流山市	指定 図 の と お り
東関東自動車道水戸線	四街道IC	県道千葉白井印西線	四街道市	
		国道51号	佐倉市	
	佐倉IC	県道佐倉印西線 佐倉市道I-33号線		
	酒々井IC	県道富里酒々井線	富里市	
		富里市道01-008号線		
東関東自動車道水戸線 新空港自動車道	成田IC	国道295号	成田市	
東関東自動車道館山線	市原IC	国道297号市原バイパス	市原市	
	姉崎袖ヶ浦IC	県道千葉鴨川線	市原市	
	木更津北IC	国道409号	袖ヶ浦市	
		県道君津平川線		
	木更津南IC	国道409号	木更津市	
	国道127号 木更津市道266-2号線	木更津市		
首都圏中央連絡自動車道	大網白里スマートIC	大網白里市道01-032号線	大網白里市	
	木更津東IC	国道410号	木更津市	

改正前

(3) 高速自動車国道等のインターチェンジ (IC) 周辺 (5キロメートル範囲) における指定区域  
(提案基準(1)・②)

インターチェンジ (IC) 名	路線名	市町村名	備考
常磐自動車道	流山IC	国道16号 県道松戸野田線	野田市 流山市
	柏IC	国道16号 県道我孫子関宿線、県道野田牛久線 野田市道1252号線	野田市
首都圏中央連絡自動車道	五霞IC	県道結城野田線	野田市
京葉道路	京葉市川IC	市川市道0109、0112、0114、0116、0213号線	市川市
	原木IC	市川市道0109、0112、0114、0116、0213号線	市川市
	蘇我IC	県道八幡菊間線 市原市道80号線	市原市
東関東自動車道水戸線	千葉北IC	国道16号	八千代市
	四街道IC	国道51号	四街道市
		県道千葉臼井印西線	
		国道51号 県道佐倉印西線 佐倉市道I-9、I-23、I-32、I-33、I-46号線	佐倉市
	佐倉IC	国道51号、296号 県道佐倉印西線 佐倉市道I-9、I-23、I-32、I-33、I-46号線	佐倉市
		酒々井IC	国道51号、296号 県道富里酒々井線 酒々井町道01-013号線、02-014号線
	国道296、409号 県道富里酒々井線、八日市場佐倉線、成田両国線 富里市道01-006、01-008、01-009、01-010、01-014、01-022、02-009、02-013号線		富里市
	富里IC		国道296号、409号 県道富里酒々井線、八日市場佐倉線、成田両国線 富里市道01-006、01-008、01-009、01-010、01-014、01-022、02-009号線
東関東自動車道水戸線 新空港自動車道	成田IC	国道51号、295号 県道成田小見川鹿島港線 成田市道南三里塚駒井野線、成田市場線	成田市
		市原IC	国道297号市原バイパス 県道茂原五井線、五井本納線 市原市道13、25、80、81号線
姉崎袖ヶ浦IC	県道千葉鴨川線 県道上高根北袖線、千葉鴨川線 袖ヶ浦市道代宿神納線		市原市 袖ヶ浦市

指定図のとおり

改正後

(3) 高速自動車国道等のインターチェンジ (IC) 周辺 (5キロメートル範囲) における指定区域  
(提案基準(1)・②)

インターチェンジ (IC) 名	路線名	市町村名	備考
常磐自動車道	流山IC	国道16号 県道松戸野田線	野田市 流山市
	柏IC	国道16号 県道我孫子関宿線、県道野田牛久線 野田市道1252号線	野田市
首都圏中央連絡自動車道	五霞IC	県道結城野田線	野田市
京葉道路	京葉市川IC	市川市道0109、0112、0114、0116、0213号線	市川市
	原木IC	市川市道0109、0112、0114、0116、0213号線	市川市
	蘇我IC	県道八幡菊間線 市原市道80号線	市原市
東関東自動車道水戸線	千葉北IC	国道16号	八千代市
	四街道IC	国道51号	四街道市
		県道千葉臼井印西線	
		国道51号 県道佐倉印西線 佐倉市道I-9、I-23、I-32、I-33、I-46号線	佐倉市
	佐倉IC	国道51号、296号 県道佐倉印西線 佐倉市道I-9、I-23、I-32、I-33、I-46号線	佐倉市
		酒々井IC	国道51号、296号 県道富里酒々井線 酒々井町道01-013号線、02-014号線
	国道296、409号 県道富里酒々井線、八日市場佐倉線、成田両国線 富里市道01-006、01-008、01-009、01-010、01-014、01-022、02-009、02-013号線		富里市
	富里IC		国道296号、409号 県道富里酒々井線、八日市場佐倉線、成田両国線 富里市道01-006、01-008、01-009、01-010、01-014、01-022、02-009号線
東関東自動車道水戸線 新空港自動車道	成田IC	国道51号、295号 県道成田小見川鹿島港線 成田市道南三里塚駒井野線、成田市場線、水の上新田線	成田市
		市原IC	国道297号市原バイパス 県道茂原五井線、五井本納線 市原市道13、25、80、81号線
姉崎袖ヶ浦IC	県道千葉鴨川線 県道上高根北袖線、千葉鴨川線 袖ヶ浦市道代宿神納線		市原市 袖ヶ浦市

指定図のとおり

改正前

インターチェンジ (IC) 名	路線名	市町村名	備考
東関東自動車道館山線	木更津北IC	国道409号、410号 県道木更津末吉線 木更津市道112-2、113、129号線	木更津市
		国道409号 県道君津平川線	袖ヶ浦市
	木更津南IC	国道127号 県道大鷲木更津線、木更津末吉線 木更津市道133、207、215、266-2号線	木更津市
		国道127号 県道荻作君津線	君津市
	君津IC	国道127号 県道荻作君津線	君津市
	東京湾アクアライン連絡道	木更津金田IC	国道410号 県道袖ヶ浦中島木更津線、木更津袖ヶ浦線 木更津市道112-1、112-2、149、207、215号線
袖ヶ浦市道代宿神納線			袖ヶ浦市
袖ヶ浦IC		袖ヶ浦市道代宿神納線	袖ヶ浦市
		国道409号、国道410号 県道袖ヶ浦中島木更津線、木更津袖ヶ浦線 木更津市道112-1、112-2、113、149、207、215号線	木更津市
首都圏中央連絡自動車道	大網白里スマートIC	国道128号 県道山田台大網白里線 大網白里市道都4、01-027、01-032、01-033号線	大網白里市
		茂原北IC	大網白里市道01-027号線
	市原鶴舞IC	国道297号	市原市
	木更津東IC	国道410号 国道409号 県道君津平川線	木更津市 袖ヶ浦市
千葉東金道路	東金IC	国道128号 県道山田台大網白里線 大網白里市道都4、01-033号線	大網白里市
	山田IC	県道山田台大網白里線 大網白里市道都4号線	大網白里市

指定図のとおり

改正後

インターチェンジ (IC) 名	路線名	市町村名	備考
東関東自動車道館山線	木更津北IC	国道409号、410号 県道木更津末吉線 木更津市道112-2、113、129号線	木更津市
		国道409号 県道君津平川線	袖ヶ浦市
	木更津南IC	国道127号 県道大鷲木更津線、木更津末吉線 木更津市道133、207、215、266-2号線	木更津市
		国道127号 県道荻作君津線	君津市
	君津IC	国道127号 県道荻作君津線	君津市
	東京湾アクアライン連絡道	木更津金田IC	国道410号 県道袖ヶ浦中島木更津線、木更津袖ヶ浦線 木更津市道112-1、112-2、149、207、215号線
袖ヶ浦市道代宿神納線			袖ヶ浦市
袖ヶ浦IC		袖ヶ浦市道代宿神納線	袖ヶ浦市
		国道409号、国道410号 県道袖ヶ浦中島木更津線、木更津袖ヶ浦線 木更津市道112-1、112-2、113、149、207、215号線	木更津市
首都圏中央連絡自動車道	大網白里スマートIC	国道128号 県道山田台大網白里線、 <u>千葉大網線</u> 大網白里市道都4、01-027、01-032、01-033、 <u>2-0333、2-0334号線</u>	大網白里市
		茂原北IC	大網白里市道01-027号線
	市原鶴舞IC	国道297号	市原市
	木更津東IC	国道410号 国道409号 県道君津平川線	木更津市 袖ヶ浦市
千葉東金道路	東金IC	国道128号 県道山田台大網白里線 大網白里市道都4、01-033号線	大網白里市
	山田IC	県道山田台大網白里線 大網白里市道都4号線	大網白里市

指定図のとおり

(4) 空港ゲートの周辺 (5キロメートル範囲) における指定区域 (提案基準(1)・②)

空港ゲート名	路線名	市町村名	備考
成田国際空港第6ゲート	国道296号 県道成田両国線、八街三里塚線	富里市	と 指 おの 定 図

(注) 表中路線の全区間が対象ではなく、指定図が当該市町村及び関係出先機関に設置されているので、それにより確認する。

(4) 空港ゲートの周辺 (5キロメートル範囲) における指定区域 (提案基準(1)・②)

空港ゲート名	路線名	市町村名	備考
成田国際空港第6ゲート	国道296号 県道成田両国線、八街三里塚線	富里市	と 指 おの 定 図

(注) 表中路線の全区間が対象ではなく、指定図が当該市町村及び関係出先機関に設置されているので、それにより確認する。